

三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト実践業務委託に係る 公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名
三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト実践業務
- (2) 業務場所
三河安城マチナカ協創地区
- (3) 業務内容
別紙「三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト実践業務仕様書」のとおり
- (4) 業務期間
契約締結日の翌日から令和4年3月25日（金）まで
- (5) 委託上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）
10,000千円

2 参加資格

参加者は、次のいずれにも該当する場合、参加資格があるものとします。

- (1) 安城市条件付き一般競争入札実施要綱に規定する市内、準市内又は若しくは県内の業者であること。
- (2) 安城市の入札参加資格者名簿の建設コンサルタント、都市計画及び地方計画に登録していること。
- (3) 提出書類の提出期限から契約締結日までに、安城市工事請負業者等に係る入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 過去3年間において、元請として地方公共団体等より発注されたエリアマネジメントに関する業務実績を3件以上有する者。
- (5) 過去3年間において、元請として地方公共団体等より都市計画マスタープランの策定に関する業務実績を1件以上有する者。
- (6) 過去3年間において、元請として地方公共団体等より立地適正化計画の策定に関する業務実績を1件以上有する者。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (8) 公告日から、契約締結日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (9) 管理技術者、照査技術者は、（4）から（6）の業務実績をそれぞれ1件以上有していること。
- (10) 担当技術者は、（4）の業務実績を1件以上有していること。
- (11) 照査技術者は、技術士（建設部門（都市及び地方計画））の資格保有者であること。

3 企画提案書の提出

(1) 書類提出方法

下記の通り企画提案書（下記に示すア及びイの総称）資料を作成し、安城市都市計画課拠点整備係まで持参又は郵送してください。

- 参加資格確認に関する書類…紙面で1部作成
- 業務提案書…紙面で9部作成し、データで一式作成

ア 持参の場合

持参する旨、事前連絡末尾記載の問合せ先に電話連絡をしてください。

イ 郵送の場合

書留郵便又は配達証明付（提出期限までに必着）に限ります。なお、送付した旨の連絡を末尾記載の問合せ先に電話連絡をしてください。

(2) 提出期限

令和3年6月25日（金）午後5時まで

(3) 提出書類

提出書類は以下の通りです。

ア 参加資格確認に関する書類

- 参加表明書（様式1）
- 同種業務実績一覧（様式2）及び様式2に記載の業務実績がわかる書類の写し
- 配置予定技術者の経歴等（様式3）及び様式3に記載の業務実績がわかる書類の写し

イ 業務提案書

(4) 辞退について

企画提案書の提出後、辞退する場合は辞退届（様式4）を記入し、持参すること。

なお、提出期限は、6月25日（金）午後5時までとします。

4 参加資格確認の通知

(1) 参加資格の内容

参加者からの提出書類により、参加資格の有無を確認します。

(2) 参加資格確認の通知方法

参加資格確認の結果について、参加者全員にメールで通知します。

(3) 参加資格確認の通知日

6月28日（月）午後

5 業務提案書の構成

業務提案書の構成は下記の通りとします。業務提案書の様式は任意でA4判10ページ以内とし、以下の内容を記載するものとします。なお、見積書と表紙はページ数に含まないものとします。また、図表以外のポイントは11ポイント以上としてください。

ア 提案内容について

別紙「三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト実践業務審査要領」及び「三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト実践業務仕様書」を参照すること。

なお、様式は任意であるが、提案内容の記載の順番は、基本的に「三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト実践業務審査要領」の審査項目の順とすること。ただし、説明（プレゼン等）のし易さから提案順序が前後することがある場合は、見出し等で分かるよう表示をすること。

イ 見積書（税抜き、安城市契約規則の様式を使用）

※ 採用後は、業務提案書の内容の協議により、改めて見積書を提出していただく場合があります。

ウ 業務提案書の表紙

所在地、称号又は名称、代表者氏名、電話番号を明記すること。

6 業務及び本プロポーザルに関する質問及び回答

(1) 提出方法

ア (4) 提出先に記載のメールアドレスあてにメールで提出し、到達確認を電話で行うこと

イ 件名は「【提案者名を記入】三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト実践業務質問書」とすること。

ウ 質問に当たっては、様式5を使用すること。なお、12 その他(1)「つかう.meet」の会議資料のデータ提供を希望する場合も、当様式を使用すること。

(2) 提出期限

令和3年6月14日(月)午後5時まで

(3) 回答方法

ア 原則、質問提出後2日(土日祝除く)以内に、安城市ウェブサイト「望遠郷」にて公表します。

イ 12 その他(1)「つかう.meet」の会議資料のデータ提供希望への回答につきましては、様式5記載のメールアドレスに回答いたします。本件については、公表を省略します。

(4) 提出先

安城市都市整備部都市計画課拠点整備係 前田

E-mail toshikei@city.anjo.lg.jp

7 優先交渉権者の決定に係る審査

(1) 審査の実施体制、審査対象、評価基準及び配点、審査方法等

優先交渉権者の決定に係る審査の実施体制等については、別添「三河安城駅周辺パワーアップ再生プロジェクト実践業務審査要領(以下、「審査要領」という。)」に記載の通りです。

(2) 審査対象のうち、プレゼンテーション審査の実施に関する通知方法

参加資格確認ができた参加者に対して、メールで通知します。

(3) プレゼンテーション審査の実施に関する通知日

6月28日(月)午後 ※参加資格確認結果の通知と合わせて通知します。

(4) プレゼンテーション審査の実施日、場所

ア 日時 7月7日(水) ※審査時間については、(2)の通知時にお知らせします。

イ 場所 安城市役所 ※具体的場所については、(2)の通知時にお知らせします。

(5) プレゼンテーション審査の実施方法

審査要領の通りです。

(6) 審査結果

ア 選定委員会の選定を受けて、最も優秀な提案者を優先交渉権者として決定します。

イ 優先交渉権者の決定後、審査結果を提案者に個別にメールで通知します。

ウ 審査結果のメール通知後、インターネットで結果を公表します。

エ 審査結果についての異議申し立てはできません。

(7) 審査結果の通知日

7月14日(水)

8 優先交渉権者決定の取り消し

次の要件のいずれかに相当する場合には、決定を取り消すことがあります。

- (1) 参加資格があると偽った場合又は参加資格を失った場合
- (2) 業務提案書に虚偽の内容が記載されていた場合

9 失格の条件

以下の条件に該当する場合は失格になることがあります。

- (1) 参加表明書等に不備、不足があった場合
※2 参加資格(4)から(6)に関する実績が指定数未満、配置予定技術者の経歴等の記載がないなど
- (2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 企画提案書に虚偽内容が記載されている場合
- (4) 業務提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合
- (7) 見積金額が委託上限額を上回った場合

10 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した優先交渉権者と本市が協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。仕様書の内容は提案された内容を基本としますが、優先交渉権者と市との協議により最終的に決定します。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定します。なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。
- (3) 優先交渉権者と市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の優秀提案者と協議を行うこととします。

11 日程等

- (1) 企画提案書提出期間 令和3年6月7日(月)～6月25日(金)午後5時

- (2) 質問受付期間 令和3年6月7日(月)～6月14日(月)午後5時
- (3) 参加資格確認結果の通知 令和3年6月28日(月)午後
- (4) プレゼンテーション審査 令和3年7月7日(水)
- (5) 優先交渉権者の決定 令和3年7月14日(水)
- (6) 優先交渉権者との契約締結協議 7月中
- (7) 日程については、予定であり、本市の都合により変更する場合があります。

1.2 その他

- (1) 三河安城マチナカ協創地区における公募までの取組実績等については、ウェブサイトで掲載する「都市再生整備計画(まちなかうォーカブル推進事業)」及び「新しいまちづくりのモデル都市選定概要」、「協創のまちづくりウェブサイト」等を参考してください。また、SNSの安城市キョウソウまちづくりのアカウント投稿を参考にしてください。なお、民間活動組織の「つかう.meet」の会議資料については、お問い合わせいただいた場合に限りデータ提供いたします(6 業務及び本プロポーザルに関する質問及び回答の取扱いに記載の通りです。)
- (2) 業務提案書等作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とします。
- (3) 提出された書類は返却しないものとします。
- (4) 誤字等を除き、提出後の業務提案書の追加、変更、差替え及び再提出は認めません。
- (5) 著作権の取り扱い
 - ア 決定した業者の業務提案書に係る著作権は、安城市に帰属します。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属します。
 - イ 決定されなかった業者の業務提案書に係る著作権は、提案者に帰属します。
- (6) 審査結果についての異議申し立ては受けないこととします。
- (7) 当該プロポーザル実施についての説明会は行わないものとします。

1.3 問合せ・提出先

安城市役所都市整備部都市計画課拠点整備係 前田
住 所 〒446-8501 安城市桜町18番23号
電 話 0566-71-2243 (直通)
FAX 0566-76-0066
E-mail toshikei@city.anjo.lg.jp